

「令和7年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託」
企画提案応募要項

沖縄県では、「令和7年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託」の実施に関する委託先を、以下の要項で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容等を御理解いただいた上で、応募してください。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度島工藝おきなわ販路拡大推進事業販売促進プロモーション業務委託

(2) 目的

沖縄県には、王国時代から続く伝統工芸品や地域素材を活かした新しい工芸品など、離島を含め各地に魅力的な工芸品が存在している。しかし、一部工芸品を除いて沖縄工芸品の認知度および購入経験率は県内外ともに低い状況にあり、認知度向上および販売機会拡大を図る必要がある。また、沖縄県への入域観光客数が増加してきたなか、好調な県内観光需要や観光消費の取り込みを図る必要がある。

そこで、本事業では、沖縄の工芸品の認知度向上と販売機会の拡大を図ることを目的として、販売促進プロモーション等を実施する。

(3) 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

(4) 提案総額の上限額

2,916,000円以内（消費税10%を含む）

この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

2 応募に係る事業内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく沖縄県の指名停止を受けていない者であること。

(※) 地方自治法施行令第167条の4第1項

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨に沿った事業を実施する能力を有すること。
- (8) 企画内容や組合課題への対応について、県の指示や調整に迅速に対応できること。
- (9) イベント業務を事業内容とする企業または団体であること。
- (10) 沖縄県内に本社を置く法人であること。または、県内に本社を有する事業者が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
 - イ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)、(2)の要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(3)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (11) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

4 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は到着日時が確認できる方法（簡易書留等）を用いて、提出期限内に到着すること。

- ア 提出期限 令和7年8月22日（金）12:00（厳守）
- イ 提出場所 「8 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式 8】を電子メール又は F A X によって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。質問に対する回答は、8 月 19 日（火）までにホームページに掲載する。

ア 提出期限 令和 7 年 8 月 15 日（金）12:00（厳守）

イ 提出場所 「8 問い合わせ先」のとおり

5 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

ア 応募申請書【様式 1】

イ 企画提案書【様式 2】

ウ 法人概要表【様式 3】

エ 積算書【様式 4】

オ スケジュール【様式 5】

カ 執行体制【様式 6】

キ 誓約書【様式 7】

ク 質問書【様式 8】（質問がある場合に提出）

ケ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）

コ 直近 2 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類

サ 法人の場合は、直近 2 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近 2 年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。

シ 共同企業体の場合は、協定書を添付。

(2) 提出部数

① 紙資料提出 6 部（ア～キは原本 1 部、複写 6 部。ケ～サは 1 部。）

② 電子データ提出一式（ア～サの PDF データを CD-R 等で提出、メール不可）

※提出された CD-R 等の記憶媒体については、審査後においても返却しない。

(3) 共同企業体の場合は、ウ、キ、ケ～サについて、構成員ごとに提出すること。

(4) 積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価、数量・人数等を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費 旅費、会議費、謝金、使用料、印刷製本費、補助員費、消耗品費等

ウ 一般管理費 委託業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難な経費。「(直接人件費+直接経費-再委託費)×10/100以内、小数点以下切り捨て」とする。

エ 再委託費 当事業においては、企画提案仕様書に定める「その他、軽微な業務」以外は原則認めない。

オ 消費税 上記の単価にすでに含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。また、消費税及び地方消費税として 10%（小数点以下切り捨て）で計算すること。

6 委託事業者の選定

(1) 審査方法

4件以上の応募があった場合は書面による1次審査を実施する。候補者については、8月29日（金）（予定）に沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会においてプレゼンテーション審査または書面審査を行い選定する。当委員会については、非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。なお、応募状況等によっては審査方法等を変更することがある。

(2) 評価項目（予定）

以下の評価項目に応じて総合的な評価を行う。

ア 事業趣旨の理解

イ 提案内容

ウ 業務遂行能力・実働体制・実績

エ 積算内容

(3) プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。説明は、提出した企画提案書をもとに行うこと。パソコンやプロジェクターを使用する場合、提出した企画提案書と同一のデータを使用すること。

(4) 企画提案評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。

7 その他留意事項

(1) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

(5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、沖縄県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(6) 契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(7) 事業終了時には、信憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。

(8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

(※) 契約保証金について（抜粋）

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 8 階

沖縄県商工労働部ものづくり振興課 工芸・ファッション産業班 担当：末吉

電話番号：098-866-2337 FAX 番号：098-866-2447

電子メールアドレス aa055301@pref.okinawa.lg.jp